限定承認公告

本籍東京都台東区元浅草四丁目一四番地、最後の住所東京都墨田区東駒形一丁目一八番八号
被相続人　亡　黒田　光夫
右被相続人は平成二十五年一月二日死亡し、その相続人は平成二十五年五月七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年五月二十一日
東京都墨田区江東橋三丁目九番七号国宝ビル六階東京東部法律事務所
限定承認者黒田茂代
代理人弁護士　城崎　雅彦
同　杉田　敬光

限定承認公告

本籍東京都台東区元浅草四丁目一四番地、最後の住所東京都墨田区東駒形一丁目一八番八号
被相続人　亡　黒田　玲子
右被相続人は平成二十五年一月二日死亡し、その相続人は平成二十五年四月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年五月二十一日
東京都墨田区江東橋三丁目九番七号国宝ビル六階東京東部法律事務所
限定承認者鈴木タカ
代理人弁護士　城崎　雅彦
同　杉田　敬光

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年六月二十五日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。
金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。
以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。
平成二十五年五月二十一日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目二番六号
株式会社アラキエステイト
代表取締役　小林　博茂

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00000243/o4qj/
平成二十五年五月二十一日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
セントレジャー・ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千七百三十万円減少し、二十八億七千九百万円とすることにいたしました。また、発行済優先出資総口数五万九千百二十六口を一口に対して金五万円をもって一千五百四十六口有償消却し、消却に要する額を七千七百三十万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年六月二十四日であり、社員総会の決議は、平成二十五年五月十七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、平成二十五年六月二十一日までにお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十二日付官報の号外第八十六号五十三頁に掲載されています。
平成二十五年五月二十一日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号
虎ノ門インベストメント特定目的会社
取締役　飯森　賢二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条に基づき優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.公告.jp/2070.html
平成二十五年五月二十一日
東京都千代田区神田美土代町九番一号
特定目的会社ソフィア
取締役　千賀　貴生

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億五千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、平成二十五年六月二十三日までにお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十七日付官報の号外第八十三号五十六頁に掲載されています。
平成二十五年五月二十一日
東京都千代田区麹町二丁目三番地九
特定目的会社ソニック・インベストメンツ7
取締役　荒川　和也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額金六十八億六千万円を金六十二億一千万円に減少して発行済優先出資総口数十三万七千二百口を一口に対して五万円をもって十二万四千二百口に強制有償消却することにいたしました。当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月二十四日までに優先出資証券全部を当社にご提出下さい。
平成二十五年五月二十一日
東京都千代田区麹町二丁目三番地九
特定目的会社ソニック・インベストメンツ7
取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千五百万円減少し六億四百十万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十五年六月二十二日であり、社員総会の決議は平成二十五年五月十五日に終了しております。
この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月十八日
掲載頁　五十五頁（号外第八十四号）
平成二十五年五月二十一日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
Ｉｎｓｉｇｈｔ特定目的会社
取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を三千五百万円減少して六億四百十万円とし、発行済第一優先出資七百口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年六月二十二日までに当社にご提出下さい。
平成二十五年五月二十一日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
Ｉｎｓｉｇｈｔ特定目的会社
取締役　石田　泉

正誤

ページ	段	行	誤	正
四一	一	一二	終りから の五第一項中	の五中

四ページ一段終りから九行目から二段五行目までは次のとおりの誤り。
用される法第五条第一項第八号」と、同項第一号中「法第三条の三第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の三第一項」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第三条の二第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項」と、第一条の六及び」に、「「第七条」を「「法第七条」に、「「第四十
四二　一一　「、第四条の三「、「第四条の三中
法第　「法第

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　五月二十一日付第一〇四号
三月二十九日付参会第一三
六四ページ●同日付政府調達第九二号一二八ページ●
号（その一）三二ページ●同（その二）一九二ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）